

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省・内閣官房地域活性化統合事務局）

制 度 名	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進に係る課税の特例措置の創設	
税 目	所得税・法人税	
要 望 の 内 容	<p>人口や都市機能が集中する大都市において、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図るため、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画（仮称）の作成及び当該計画に基づく関係者の取組を促進する新たな枠組を検討中。</p> <p>本枠組みの下、地方公共団体等が作成する街区防災計画（仮称）に基づき次に掲げる施設等を取得した場合の課税の特例措置（特別償却 設備等 30%、建物等 15%）を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設 ・ 防災用備蓄倉庫 ・ 非常用発電設備（オイルタンク、設備設置スペース等を含む。） ・ 耐震エレベーター 	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>人口や都市機能が集中する大都市の特性にかんがみ、エリア全体の視点からのエリアの関係者によるハード・ソフト両面での一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災は我が国の経済の牽引役となる大都市の都市機能にも大きな影響を与え、例えば、新宿駅周辺は、超高層ビルからの避難者と交通結節点に向かう帰宅困難者等により、人があふれ、大きな混乱を引き起こした。</p> <p>一方で、一体的に防災対策が講じられている六本木ヒルズのエリアでは、帰宅困難者の対応も含め、大きな混乱は発生せず災害への対応が行われたほか、自立型のエネルギー源が確保されていたため、都市機能の大きな低下も防がれた。</p> <p>今後、大規模災害が大都市において発生した場合、交通結節点周辺の高層ビル、地下街等が集積するエリアにおいては、避難者の集中等による大混乱により、甚大な人的被害が発生するとともに、大都市の都市機能が大きく損なわれるおそれがある。</p> <p>「東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部）」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組みの促進等を行うこととされている。</p> <p>こうした状況の下、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画（仮称）を地方公共団体等が作成し、当該計画に基づく関係者の取組を促進する新たな枠組みに基づき、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図ることが重要である。</p>	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> <p>▲180 百万円 （ — 百万円）</p>

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：4 水害等災害による被害の軽減 施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する
		政策の達成目標	人口や都市機能が集中する大都市において、街区防災計画（仮称）に基づき避難施設、備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備を促進することにより、市街地の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。 街区防災計画（仮称）の作成数 平成25年度 58件
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	人口や都市機能が集中する大都市において、街区防災計画（仮称）に基づき避難施設、備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備を促進することにより、市街地の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。 街区防災計画（仮称）の作成数 平成25年度 58件
		政策目標の達成状況	東日本大震災は我が国の経済の牽引役となる大都市の都市機能にも大きな影響を与え、例えば、新宿駅周辺は、超高層ビルからの避難者と交通結節点に向かう帰宅困難者等により、人があふれ、大きな混乱を引き起こした。 本特例措置を講じることにより、交通結節点にビル群が立地している大都市における市街地の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保が図られることとなる。
有 効 性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 平成24年度 29件 平成25年度 29件 (減収額) 平成24年度 ▲180百万円 平成25年度 ▲180百万円 (適用事業者の範囲) 街区防災計画（仮称）に基づき避難施設等の整備を行う者	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	人口や都市機能が集中する特性を有する大都市では、1都市につき少なくとも1つの街区防災計画（仮称）の作成が見込まれ、本特例措置をインセンティブとして避難施設、備蓄倉庫、非常用発電設備等が整備されることにより、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の都市機能の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	固定資産税・都市計画税	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>街区防災計画（仮称）の作成等に係る支援（街区防災性能等向上促進事業（仮称））</p> <p>【平成24年度予算要求額：1,000,000,000円】</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本件特例措置と併せて予算支援を行うことを予定しているが、当該予算支援措置は、街区防災計画（仮称）の作成に係る調査、コーディネート活動等に対する支援措置である一方、本件特例措置は、計画に基づく施設整備を促進するものである。これらの支援は、ともに大都市の防災性の向上による都市機能の維持・継続性の確保を図るものであるが、上記のとおり明確な役割分担がなされている。</p> <p>本特例措置は、街区防災計画（仮称）に基づき整備される設備等に限って適用されるものであり、政策目的達成のためのインセンティブとして、的確かつ必要最小限の措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>新規</p>